

## 第26回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年8月20日(月)午後6時00分～午後8時00分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、眞  
杉紀久代

山田委員欠席

実施機関 福祉支援課長 中島健吉、同課課長補佐 奥谷長嗣、同課支援係  
主任 田中明美、情報政策課 情報システム係長 久保悟史

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀  
本慎一、同室主査 真銅美雪

- 配付資料
- 1 レジユメ
  - 2 障害福祉サービス費支払事務の委託に伴うオンライン結合につ  
いて(諮問個第23号 資料1)
  - 3 現行と委託後の事務の流れ(諮問個第23号 資料2)
  - 4 ネットワーク全体イメージ(諮問個第23号 資料3)
  - 5 電算結合の構成図 (諮問個第23号 資料4)
  - 6 奈良県後期高齢者医療広域連合から提出された個人情報外部提  
供申請書(諮問個第24号 資料)
  - 7 提供を受けようとする個人情報の項目について(当日配付し、  
審議会終了後回収)
  - 8 後期高齢者医療制度、外部提供、システム及びオンライン結合  
について (諮問個第24号・25号共通資料)
  - 9 事務分担イメージ図 (諮問個第24号・25号共通資料)

- 1 0 奈良県情報通信基盤（大和路情報ハイウェイ）概要（諮問個第25号 資料1）
- 1 1 市区町村内の連携イメージ図（諮問個第25号 資料2）
- 1 2 市区町村と広域連合間の連携イメージ図（諮問個第25号 資料3）
- 1 3 第25回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

- 議 題
- 1 諮問個第23号 障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス費支払事務を委託するため、本市の電子計算機と奈良県国民健康保険団体連合会の電子計算機とを結合することについて
  - 2 諮問個第24号 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく奈良県後期高齢者医療広域連合を設置し、同広域連合が同法に規定する後期高齢者医療制度の事務を行うため、本市が保有する個人情報と同広域連合に提供することについて
  - 3 諮問個第25号 後期高齢者医療制度の開始に伴い、本市の電子計算機と奈良県後期高齢者医療広域連合の電子計算機とを結合することについて
  - 4 その他

## 1 諮問個第23号について

〔結論〕

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービス費支払事務を委託するため、本市の電子計算機と奈良県国民健康保険団体連合会の電子計算機とを結合することについては、適当なものと認める。

〔審議経過〕

- (1) 事務局概要説明

事務局から以下の説明があった。

生駒市個人情報保護条例第10条では「実施機関は、個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合してはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ個人の権利利益を侵害しないと認めるときは、この限りでない。」と規定しており、オンライン結合を原則禁止している。

しかし、適正な行政執行のためには、例外的に、実施機関以外の者とのオンライン結合の必要がある場合も考えられ、その場合は審議会に諮問して意見を聴いた上で、公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められるときに限り可能としている。

今回は、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者福祉サービス費（以下「福祉サービス費」という。）支払事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託するに当たり、本市の電子計算機と国保連合会の電子計算機とを結合することについての諮問である。

現在、福祉サービス費の支払事務は、福祉サービスを提供した事業所（以下「事業所」という。）から書面で、直接、市に請求が行われ、その内容について市が点検、審査を行い、各事業所に支払っているが、国保連合会に支払に係る事務を委託することで、請求・支払事務の一本化が可能となり、事務の迅速化及び効率化が図られる。

なお、国保連合会に福祉サービス費の支払事務を委託することは、障害者自立支援法に規定されている。

また、事業所からの請求に対して、国保連合会において行う資格確認や支払事務を行うためには、市から必要な個人情報を国保連合会に提供する必要があり、請求・支払について、全国共通の方法、期日で実施されることから、情報を提供する方法は、事務の迅速化及び効率化を図る

上で、オンライン結合により伝送する必要がある。

個人情報の保護については、国保連合会との委託契約において、個人情報の保護を義務付ける。

オンライン結合には、回線を使用し、庁内LANとは接続していない特定のパソコンから特定の職員により、データを伝送する。

接続権限は生駒市側だけにあり、国保連合会からは生駒市の端末には接続できない。

なお、このシステムは既に介護保険課で、平成16年度に本審議会の答申を受けて利用しているもので、今回、伝送に使用する端末も、現在、介護保険課で伝送に使用している専用パソコンを使用することになっている。

## (2) 所管課説明

所管課である福祉支援課から以下の説明があった。

国の社会保障制度改革の流れの中、平成12年度から実施された介護保険制度を筆頭に、障害者福祉施策についても大幅に変更された。

特に、平成15年度からは、「支援費制度」が開始された。従来の「措置制度」では、市がサービスの種類や量、サービス提供事業者を決定していたのに対して、「支援費制度」は、障害者自らがサービスの種類や事業者を選択し、決定するとともに、市町村はサービスの提供量の限度を決定し、支援費（給付費）としてサービス提供に係る費用を給付する仕組みとなっている。

しかし、利用者のニーズが反映されやすくなったことにより、全国的に急激に利用者数やサービス提供量が増えたために、財源のひっ迫を招いた。

こうしたことから、障害者福祉施策全般において制度の見直しが行われ、持続性を持った制度とするために、平成18年4月に障害者自

立支援法が施行された。この法律は、介護保険法を見据えたものになっており、具体的には次のとおりである。

1点目は、制度の一元化であり、従来、別々の法体系により実施されていた身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者施策を一元化し、サービスの提供を行う。また、実施主体が都道府県と市町村に分かれていたものを市町村に一元化する。

2点目は、応益負担の導入であり、従来、障害者の収入等の負担能力に応じて、サービス利用に係る利用料が決定されていたが、介護保険制度と同様に定率（利用した額の1割）負担となる。

3点目は、認定調査、認定審査会による障害程度区分の認定である。これまでサービス利用者の障害程度については、障害の種類、サービスの種類ごとに調査内容が異なり、また、市町村の判断で決定していたが、障害の種類やサービスの種類に関係なく、全国共通の調査項目（106項目）による認定調査員の調査、認定審査会による審査を経て区分1～区分6の6段階に区分決定される。

決定された障害程度区分により、受けられるサービスの種類などが決められる。

国保連合会への福祉サービス費支払事務の委託とオンライン結合について、現在は、事業所がサービス利用者の住所地の市町村に対し、直接、書面で給付費の請求を行い、市町村は審査の上、事業所に給付費を支払っている。このため、他都道府県に所在する事業所との審査における書類のやりとりなどに時間を要することが問題になっており、障害者自立支援法では、介護保険制度と同様、国保連合会に福祉サービス費の支払い事務を委託できることが明記されている。

なお、国保連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同してその目的を達成するた

め必要な事業を行うことを目的として設置された団体であり、公法人である。

また、福祉サービス費の請求方法や請求、支給期日についても全国共通の規定により実施されることから、支払事務を迅速かつ効率的に行うために、オンライン結合によるデータの伝送を行う必要がある。

委託後の事務の流れは、事業所は所在地の国保連合会にオンラインで福祉サービス費の請求を行い、国保連合会は市町村から伝送された支給決定内容のデータを基に、資格確認等の点検を行い、点検終了後、請求データを市町村に伝送する。

市町村は、請求データを受信して審査を行った後、審査結果を国保連合会に伝送し、サービス費を支払う。国保連合会は、市町村から支払われたサービス費を事業所に支払う。

国保連合会に支払事務を委託し、オンライン結合を行うことのメリットは、事業所は、福祉サービス費の請求を利用者の住所地の市町村に行うのではなく、事業所の所在地の国保連合会に一括して行うことができるため、請求事務の簡便化が図られる。また、市町村は、オンラインによりサービス給付費や利用実績のデータを取得できるため、現在手入力で行っている入力作業を迅速に行うことができることから、事務の効率化が図られる。

国保連合会へのデータの送信方法は、支給決定に必要なデータを障害者自立支援システムで管理し、当該システムにより送信データを作成した後、外部媒体（FD）に写し、伝送専用パソコンから回線を使用して送信する。国保連合会からのデータ受信については、市側から国保連合会に接続し、データを受信した後、受信データを外部媒体（FD）に写し、障害者自立支援システムのサーバで管理する。

個人情報の保護については、国保連合会との委託契約において、個人情報の保護を義務付ける内容を明記するとともに、伝送時のセキュリティとして、市が利用する伝送用のパソコンは、既に介護保険課が国保連合会とのデータ伝送用として使用している専用パソコンを用い、従来どおり市内LANやインターネットとは接続しない。

国保連合会側のセキュリティとして、伝送の際、接続先が生駒市であることを確認するとともに、国保連合会のデータ保護管理者の管理するID、パスワードで端末利用者の確認措置をとる。また、ファイアウォールの設置により、接続の認証、不正アクセスを防止する。

なお、接続権限は生駒市側だけにあり、国保連合会からは生駒市の機器に接続することはできない。接続回数は、月に4～5回で1回の接続時間は数分程度になる予定であり、伝送時以外は電源を切る。

他市町村の状況であるが、厚生労働省の指導の下、全国的に行う事業であり、奈良県においても全市町村が行う予定である。国保連合会の体制が整うのが、9月上旬であるため、それ以降に伝送テストを行い、市町村の準備が整い次第、事業を開始する。

#### 〔質疑〕

Q 生駒市で福祉サービスを受けているのはどれくらいか。

A 600名弱である。

Q 他府県の事業所からの請求はどういう経路で行われるのか。

A 事業所の所在の国保連合会に請求が行われ、そこから奈良県の国保連合会にデータが伝送される。

#### 〔審議〕

次のような意見があった。

厚生労働省の指導で、全国的に実施される制度であれば、本市のみオンライン結合を行わないというのは困難ではないか。

今後の検討課題として、結合先や事務の内容等によりオンライン結合について類型化し、包括的諮問事項として審議してはどうか。

## 2 諮問個第24号及び3 諮問個第25号について

両諮問は、後期高齢者医療制度の実施に伴うものであるため、一括して審議を行うこととなった。

### 〔結論〕

#### 諮問個第24号について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき設置する奈良県後期高齢者医療広域連合に対し、同広域連合が同法に規定する後期高齢者医療制度の事務を行うため、本市が保有する個人情報を提供することについては、適当なものと認める。

#### 諮問個第25号

後期高齢者医療制度の開始に伴い、本市の電子計算機と奈良県後期高齢者医療広域連合の電子計算機とを結合することについては、適当なものと認める。

### 〔審議経過〕

#### (1) 事務局概要説明

事務局から以下の説明があった。

#### 諮問個第24号の個人情報の外部提供について

個人情報保護条例第9条で「実施機関は、当該実施機関以外の者に個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定している。そこで、後期高齢者医療制度の事務を行うために後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）への個人情報の提供が、それぞれの事務の目的の範囲を超えるため、本条の制限を受け、また、た



だし書きの1号から5号に該当しないことから6号の「審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。」を適用し、本審議会に諮問されたものである。

広域連合は被保険者の資格管理、保険料の賦課、保険給付などの業務を行うため、市は、被保険者及び同一世帯員に係る資格情報、所得情報など多くの個人情報を広域連合に提供する必要がある。これらの個人情報は、5つの課が所管している事務に係る個人情報であるが、国保年金課が取りまとめて諮問することになった。

後期高齢者医療制度を円滑に、かつ迅速に処理するためには、本市が管理する電子計算機と広域連合の電子計算機とを結合して、情報を伝送する必要があるため、諮問個第25号「電子計算機の結合」として諮問された。

## (2) 所管課説明

所管課である国保年金課から以下の説明があった。

平成18年6月14日に「健康保険法の一部を改正する法律」が可決・成立したため、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されることになった。

この法律に基づき、現行の老人保健制度に代わり、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まるが、この制度の運営主体は、都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入して設立する広域連合で、奈良県においても、本年3月に設立された。

新しい制度のポイントは、75才以上の方が被保険者となること、医療費の1割を患者本人が負担すること、保険料を年金から天引きで徴収すること、窓口業務や保険料の徴収等は市町村が行い、資格管理や財産運営等は広域連合が行うことなどである。

広域連合は、地方自治法に規定する特別地方公共団体であり、地方

公共団体の組合の一部と位置付けられている。奈良県には、39市町村あるが、40番目の地方公共団体といえる。ただし、仕事の内容は、75才以上の医療費の給付や賦課等を行うのみである。

後期高齢者医療制度の目的は、老人医療費を中心に国民の医療費が増大する中、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度にするためである。

市町村と広域連合の役割分担は、市町村が保険料の徴収、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引き渡しと返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付、証明書の引き渡しなどで、現在の老人保健制度において市町村が行っている業務とほぼ同じである。広域連合で行う事務は、医療給付に関する事務で、現在の老人保健制度で市町村が行っている病院等に公費負担分を支払う事務と保険料の賦課である。

後期高齢者医療制度においては、被保険者の資格管理や保険料額の算定、賦課のために、住所、氏名、生年月日及び所得といった住民基本台帳の情報や所得に関する情報等を広域連合に対し提供する必要がある。提供の根拠となる法律は、高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項で「広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者等の収入の状況等につき、市町村等に対し、必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。」と規定している。

システム及びオンライン結合については、即時処理の必要性から広域連合から提供される端末を本市に設置し、広域連合の電子計算機と結合してデータを送受信する必要がある。

オンライン結合の効果は、市役所において、保険料の徴収等に係る各種手続が即座にできることや、市民からの問い合わせにも迅速かつ

正確に対応できるなど、市民サービスの向上が図れることである。

使用するシステムは、厚生労働省で開発した広域連合電算処理システムを各広域連合及び各市町村で使用することになっている。

これまでの経緯と今後のスケジュールとしては、本年3月に奈良県の広域連合が設立され、同日に広域連合長の選挙を行い、奈良市長が連合長となった。6月～7月にかけて広域連合議会議員の選挙が行われ、20名の議員が選出された。8月21日に第1回目の広域連合議会が開催され、9月に市から広域連合にデータの提供を行う予定である。また、11月に第2回の広域連合議会が開催され、保険料率の条例が議決される予定で、来年4月から実施ということになる。

〔質疑〕

Q 市から広域連合に提供する情報は、後期高齢者（75才以上）に該当する人のみの情報ということか。

A 該当者及び該当者の所属する世帯の世帯員である。後期高齢者は75才以上だが、来年度からの実施なので、9月に提供する予定の情報は、74才以上の方とその世帯員の方の情報である。

Q おおよそ何人分の情報になるのか。

A 2万人弱になると思われる。

Q 各都道府県に広域連合を設置して、後期高齢者制度を実施するというのは法律で定められているのか。

A 法律で定められている。

Q 生駒市が単独で後期高齢者医療制度を実施する場合と県内の市町村がすべて加入する広域連合を設置し広域的に実施するのでは、保険料に差が生じる可能性はあるのか。

A 自治体が個別に制度を実施する場合は、各自治体の財政状況が保険料の率に影響すると思われる。広域連合で実施する場合は、財政力の豊かな自

治体が厳しい自治体をカバーすることになると思われる。

Q 保険料は年金からの天引きとなるのか。

A 介護保険料と同じく年金受給額が年間18万円以上の方は、天引きになる。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年間受給額の半分を超えると後期高齢者医療保険料のみ、天引きではなく納付書で納めることになる。

Q 個人情報を広域連合に外部提供することの公益性は理解できるが、オンライン結合により、データを伝送する必要があるのか。

A データのやりとりに即時性が必要になるので、オンライン結合の必要がある。

Q 大和路情報ハイウェイは県内の全市町村と接続しているのか。

A 全市町村と接続している。

〔審議〕

次のような意見があった。

法律に基づいた制度なので、公益性があると言わざるを得ない。

#### 4 その他

日程の確認について

次回の審議会は、9月18日(火)午後6時からとする。

会議録について

答申については、正副会長で協議の上作成し、各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。